

盛土による災害を防止する法律の制定に関する意見書

本年7月1日からの大雨により、静岡県熱海市において大規模な土石流災害が発生し、多数の死傷者が出るなど甚大な被害をもたらした。

土石流の発生地点には、民間の事業者によって大規模な盛土がなされており、静岡県は静岡県土採取等規制条例に基づき指導を行っていた。しかし、結果として、届出量を大きく上回る不適切な盛土が行われ、その崩落が被害の甚大化につながったと推測されている。

全国では、26都府県において盛土の規制に関する条例が制定されているところであるが、地方自治法の規定により罰則に上限が設けられているため、適正処理の徹底に限界があり、また、規制が緩い隣県への土砂の搬出など、実効性にも課題がある。

さらに今後は、気候変動の影響により、局地的・集中的な豪雨の増加が予測されており、不適切な工法により形成された盛土の不安定化も懸念される。

よって、国におかれては、盛土による災害から国民の生命、財産を守るため、法制化による全国統一の基準・規制を設けられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月6日

熊本県議会 議長 小早川 宗 弘

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	岸田文雄様
農林水産大臣	金子原二郎様
国土交通大臣	斉藤鉄夫様
環境大臣	山口 壯様
内閣府特命担当大臣 (防 災)	二之湯 智 様